

「憲法」を学ぶ

第10回 表現の自由・知る権利

2018年末以降、菅義偉^{すげ}官房長官の記者会見において政府が、東京新聞の記者の質問の制限や妨害を行なっていることが問題視されています。このような政府の態度は、市民の知る権利を侵害するものであるとして、今年の3月には、市民が集まる抗議集会が首相

東京北法律事務所

岡崎 槇子弁護士

官邸前で開かれました。表現の自由、知る権利とはどのようなものなのでしょうか。

マス・メディアの表現の自由は国民の知る権利

憲法21条1項は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と規定しています。憲法19条で、思想良心の自由が保障されていますが、内心における思想



は、外部に表現され、他者に伝わってはじめて社会的な効果を発揮します。その

取材活動は公権力から自由でなければならぬ

意味で、表現の自由はとりわけ重要な権利であると考えられています。表現の自由には、言論活動によって国民が政治的意思決定に関与するという、自己統治の価値があります。

20世紀以降、情報の送り

手であるマス・メディアが発達し、情報の受け手である一般国民との分離が顕著になりました。つまり、一般国民はもっぱら新聞報道・雑誌報道・テレビ報道から流される情報を受ける存在となりました。そこで、表現の自由を一般国民の側

権利には参政権的な役割もあります。

報道の自由も表現の自由の保障に含まれます。報道機関の報道の自由が国民の知る権利に奉仕するとして重要な意義を持つからです。最高裁判所の判例も

「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に

て、国民が国政に

から捉えなおして、表現の受け手の自由を保障するために、それを「知る権利」と捉えるようになりまし

知る権利に奉仕する」として、現代における報道機関の重要性を強調しました。そして、報道は、取材・編集・発表という一連の行為によって成立するものであり、取材は、報道にとつて不可欠の前提をなすた

め、取材の自由も報道の自由に含まれて保障されるという見解が有力です。取材活動は公権力の介入から自由でなければならず、それによってこそ国民の権利が充たされると考えられています。

菅官房長官の記者会見は、報道機関にとって、政権の考えを知るための特に重要な取材の場面です。そのような場面で、記者の質問を制限・妨害することは、その記者個人の取材の自由、報道の自由を侵害するだけではありません。民主主義社会において国民が国政に関与するための知る権利を侵害する、許し難い行為なのです。